

平成26年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その9)

区 分	件 名	概 要																						
◎予算 (2件) 総務部	【1】 平成26年度三重県一般会計補正予算(第4号) (国庫補助金を活用して災害応急対策の拠点として機能する施設等における再生可能エネルギー等の導入支援等に伴う補正予算 約15億円) 【2】 平成26年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号) (工業用水の配水管布設工事等の実施及び債務負担行為の追加に伴う補正予算 約1億円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 算</td> <td style="padding: 5px;">2 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="padding: 5px;">議案17件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例 案</td> <td style="padding: 5px;">7 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他議案</td> <td style="padding: 5px;">8 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">諮 問</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認 定 告 出</td> <td style="padding: 5px;">4 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">報 告 出</td> <td style="padding: 5px;">20 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">提 出</td> <td style="padding: 5px;">1 件</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">計</td> <td style="padding: 5px;">43 件</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	予 算	2 件	}	議案17件	条 例 案	7 件	その他議案	8 件	諮 問	1 件	認 定 告 出	4 件	報 告 出	20 件	提 出	1 件			計	43 件		
		予 算	2 件	}			議案17件																	
条 例 案	7 件																							
その他議案	8 件																							
諮 問	1 件																							
認 定 告 出	4 件																							
報 告 出	20 件																							
提 出	1 件																							
計	43 件																							
◎条例案 (7件) 雇用経済部	【3】 三重県再生可能エネルギー等導入推進基金条例案	<p>国から交付される二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、災害時において災害応急対策の拠点として機能する施設等に、太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を利用する発電設備等を導入し、災害に強く、環境への負荷の少ない地域づくりを推進するため、三重県再生可能エネルギー等導入推進基金を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</p> <p>(2) 平成29年5月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>																						
<p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業の概要</p> <p>都道府県又は指定都市に設置する基金の造成に必要な補助金を交付することにより、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入し、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進するために次に掲げる事業を実施することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域資源活用詳細調査事業 2 公共施設再生可能エネルギー等導入事業 3 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業 4 風力・地熱発電事業等導入支援事業 																								

区分	件名	概要
健康福祉部	<p>【4】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(平成26年10月1日(一部公布の日、平成26年11月25日及び平成27年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、規定を整理する。 (2) 児童福祉法の一部改正に鑑み、同法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務の規定を整備する。 (3) 薬事法等の一部を改正する法律による薬事法の一部改正等に伴い、規定を整理する。 (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に係る事務を、四日市市が処理することとする。
	<p><参考></p> <p>○地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p> <p>○母子及び寡婦福祉法の一部改正の概要 ・法律の名称を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正する。 ・配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、父子福祉資金貸付制度を創設する。</p> <p>○児童福祉法の一部改正の概要 ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講ずる。</p> <p>○薬事法の一部改正の概要 ・法律の名称を「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正する。 ・高度管理医療機器等の賃貸について、業として対価を得ずに貸与を行う場合でも許可又は届出の対象とする。</p> <p>○難病の患者に対する医療等に関する法律の概要 ・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講ずる。</p>	
	<p>【5】 三重県特別会計条例の一部を改正する条例案</p>	<p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子及び寡婦福祉法の法律名称の改正等に伴い、三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計の名称等を改正する。
<p><参考></p> <p>○母子及び寡婦福祉法の一部改正の概要 ・法律の名称を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正する。 ・配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、父子福祉資金貸付制度を創設する。 ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものと併せて寡婦の福祉を増進することを目的に設立する「母子福祉団体」の規定に配偶者のない男子も対象として追加し、名称を「母子・父子福祉団体」に改正する。</p>		

区 分	件 名	概 要																																
健康福祉部 つづき	<p>【6】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p> <p>【7】 三重県母子福祉センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>薬事法等の一部を改正する法律等による薬事法の一部改正等に鑑み、手数料等についての規定を整備するものである。 (平成26年11月25日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 薬事法の法律名称の改正等に伴い規定を整理する。 (2) 医療機器製造業及び体外診断用医薬品製造業の登録移行に伴い登録申請手数料及び登録更新申請手数料を設定する。 (3) 再生医療等製品製造販売業及び販売業制度の導入に伴い許可申請手数料及び許可更新申請手数料を設定する。 (4) 審査内容の変更に伴い医療機器及び体外診断用医薬品製造販売業更新申請手数料を改定する。 (5) 調査権限の移行に伴い医療機器等適合性調査申請手数料を削除する。 (6) 審査内容の増加に伴い医薬品等適合性調査申請手数料を改定する。 <p><参考></p> <p>○薬事法の一部改正の概要 法律の名称を「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正する。</p> <p>○医療機器製造業及び体外診断用医薬品製造業の登録移行に伴う手数料の設定内容</p> <table border="0"> <tr> <td>①医療機器等製造業登録申請手数料(新設)</td> <td style="text-align: right;">37,800円</td> </tr> <tr> <td>②医療機器等製造業登録更新申請手数料(新設)</td> <td style="text-align: right;">29,100円</td> </tr> </table> <p>○再生医療等製品製造販売業及び販売業制度の導入に伴う手数料の設定内容</p> <table border="0"> <tr> <td>③再生医療等製品製造販売業許可申請手数料(新設)</td> <td style="text-align: right;">149,800円</td> </tr> <tr> <td>④再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料(新設)</td> <td style="text-align: right;">138,200円</td> </tr> <tr> <td>⑤再生医療等製品販売業許可申請手数料(新設)</td> <td style="text-align: right;">29,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥再生医療等製品販売業許可更新申請手数料(新設)</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> </table> <p>○審査内容の変更に伴う医療機器及び体外診断用医薬品製造販売業更新申請手数料の改定内容</p> <table border="0"> <tr> <td>⑦第一種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">140,000円</td> </tr> <tr> <td>⑧第二種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">116,800円</td> </tr> <tr> <td>⑨第三種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">74,700円</td> </tr> <tr> <td>⑩体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">116,800円</td> </tr> </table> <p>○審査内容の増加に伴う医薬品等適合性調査申請手数料の改定内容</p> <table border="0"> <tr> <td>⑪承認申請時等(無菌等)適合性調査申請手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">53,100円</td> </tr> <tr> <td>⑫承認申請時等(一般)適合性調査申請手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">31,600円</td> </tr> <tr> <td>⑬承認申請時等(包装等)適合性調査申請手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">14,300円</td> </tr> <tr> <td>⑭定期調査時(無菌等)適合性調査申請手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">105,000円+2,700×(品目数-1)円</td> </tr> <tr> <td>⑮定期調査時(一般)適合性調査申請手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">62,700円+2,000×(品目数-1)円</td> </tr> <tr> <td>⑯定期調査時(包装等)適合性調査申請手数料(増額)</td> <td style="text-align: right;">28,100円+1,200×(品目数-1)円</td> </tr> </table> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、事業についての規定等を整理するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 名称を「三重県母子福祉センター」から「三重県母子・父子福祉センター」に改正する。 (2) センターの利用者を父子家庭にも拡大する。 <p><参考></p> <p>○母子及び寡婦福祉法の一部改正の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の名称を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正する。 ・母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的に都道府県等が設置することができる母子福祉センターの規定に父子家庭も対象として追加し、「母子・父子福祉センター」に改正する。 	①医療機器等製造業登録申請手数料(新設)	37,800円	②医療機器等製造業登録更新申請手数料(新設)	29,100円	③再生医療等製品製造販売業許可申請手数料(新設)	149,800円	④再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料(新設)	138,200円	⑤再生医療等製品販売業許可申請手数料(新設)	29,000円	⑥再生医療等製品販売業許可更新申請手数料(新設)	11,000円	⑦第一種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)	140,000円	⑧第二種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)	116,800円	⑨第三種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)	74,700円	⑩体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料(増額)	116,800円	⑪承認申請時等(無菌等)適合性調査申請手数料(増額)	53,100円	⑫承認申請時等(一般)適合性調査申請手数料(増額)	31,600円	⑬承認申請時等(包装等)適合性調査申請手数料(増額)	14,300円	⑭定期調査時(無菌等)適合性調査申請手数料(増額)	105,000円+2,700×(品目数-1)円	⑮定期調査時(一般)適合性調査申請手数料(増額)	62,700円+2,000×(品目数-1)円	⑯定期調査時(包装等)適合性調査申請手数料(増額)	28,100円+1,200×(品目数-1)円
①医療機器等製造業登録申請手数料(新設)	37,800円																																	
②医療機器等製造業登録更新申請手数料(新設)	29,100円																																	
③再生医療等製品製造販売業許可申請手数料(新設)	149,800円																																	
④再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料(新設)	138,200円																																	
⑤再生医療等製品販売業許可申請手数料(新設)	29,000円																																	
⑥再生医療等製品販売業許可更新申請手数料(新設)	11,000円																																	
⑦第一種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)	140,000円																																	
⑧第二種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)	116,800円																																	
⑨第三種医療機器製造販売業許可更新手数料(増額)	74,700円																																	
⑩体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料(増額)	116,800円																																	
⑪承認申請時等(無菌等)適合性調査申請手数料(増額)	53,100円																																	
⑫承認申請時等(一般)適合性調査申請手数料(増額)	31,600円																																	
⑬承認申請時等(包装等)適合性調査申請手数料(増額)	14,300円																																	
⑭定期調査時(無菌等)適合性調査申請手数料(増額)	105,000円+2,700×(品目数-1)円																																	
⑮定期調査時(一般)適合性調査申請手数料(増額)	62,700円+2,000×(品目数-1)円																																	
⑯定期調査時(包装等)適合性調査申請手数料(増額)	28,100円+1,200×(品目数-1)円																																	

区分	件名	概要
健康福祉部 つづき	<p>【8】 三重県薬事審議会設置 条例等の一部を改正する 条例案</p>	<p>薬事法等の一部を改正する法律による薬事法等の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成26年11月25日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 薬事法の法律名称の改正等に鑑み、次に掲げる条例について規定を整備する。 (1) 三重県薬事審議会設置条例 (2) 三重県消費生活条例 (3) 三重県食の安全・安心の確保に関する条例 (4) 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>＜参考＞</p> <p>○薬事法の一部改正の概要 ・法律の名称を「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正する。 ・医薬品、医療機器とは別に「再生医療等製品」を新たに定義するとともに、安全対策等の規制を設ける。</p>
県土整備部	<p>【9】 三重県営住宅条例の一部 を改正する条例案</p>	<p>母子及び寡婦福祉法の一部改正に鑑み、知事が割当をした県営住宅に優先的に入居することができる者についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・知事が割当をした県営住宅に優先的に入居することができる者について、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親全般に拡大する。</p> <p>＜参考＞</p> <p>○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律 (母子及び寡婦福祉法の一部改正) 第2条 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の一部を次のように改正する。 (略) (公営住宅の供給に関する特別の配慮等) 第31条の8 第27条及び第28条の規定は父子家庭について、第29条第1項の規定は父子家庭の父及び児童について、同条第2項の規定は父子家庭の父について、それぞれ準用する。 (略)</p> <p>○母子及び寡婦福祉法 (公営住宅の供給に関する特別の配慮) 第27条 地方公共団体は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【12】 工事請負契約について</p> <p>【13】 工事請負契約の変更につ いて</p>	<p>北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期建設 事業護岸工事(その2)</p> <p>○ 場所 四日市市楠町北五味塚地内</p> <p>○ 契約金額 715,381,200円</p> <p>○ 契約方法 一般競争入札</p> <p>○ 請負者住所氏名 三重郡川越町大字亀崎新田51番地1 松岡・穂積特定建設工事共同企業体 代表者 松岡建設株式会社 代表取締役社長 松岡 伸年</p> <p>○ 工事の概要 施工延長 L=430.6m 護岸工 L=430.6m 鋼管矢板打設工(φ700~1400mm) N=376本</p> <p>宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第3-1工区)管渠工事</p> <p>○ 場所 伊勢市小俣町明野地内</p> <p>○ 契約金額 変更前 518,490,000円 変更後 514,202,850円</p> <p>○ 契約方法 随意契約</p> <p>○ 請負者住所氏名 伊勢市浦口四丁目1番11号 山野・西邦特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔</p> <p>○ 工事の概要 施工延長 L=663m 推進工(φ800mm) L=263m 推進工(φ900mm) L=389m 人孔工 3基 立坑工 2箇所</p>
<p>総務部</p>	<p>【14】 財産の取得について</p>	<p>総務事務システム機器購入</p> <p>○ 金額 87,156,000円</p>

区 分	件 名	概 要
出納局	<p>【15】 財産の取得について</p>	<p>三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に係るサーバ機器類購入</p> <p>○ 金額 65,745,000円</p>
企業庁	<p>【16】 平成25年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p>
	<p>【17】 平成25年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
◎諮問 (1件) 総務部	【18】 諮問について	地方自治法第206条第1項の規定による、知事が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に対する異議申立てについて、同条第4項の規定により諮問する。
◎認定 (4件) 企業庁	【19】 平成25年度三重県水道事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	【20】 平成25年度三重県工業 用水道事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
	【21】 平成25年度三重県電気 事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
病院事業庁	【22】 平成25年度三重県病院 事業決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
◎報告 (20件) 健康福祉部	【23】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年1月23日津市広明町地内の駐車場において発生した津保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 279,300円
農林水産部	【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年12月14日紀北町海山区船津地内において発生した尾鷲農林水産事務所(水産室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 563,718円
	【25】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年5月28日伊勢市小俣町明野地内において発生した伊勢農林水産事務所(伊勢志摩地域農業改良普及センター)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 172,800円

区 分	件 名	概 要
農林水産部 つづき	【26】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年6月5日桑名市大字上之輪新田地内の駐車場において発生した中央農業改良普及センター(専門技術室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 123,614円
警察本部	【27】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年1月18日四日市市三栄町地内の国道1号において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 427,064円
	【28】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年6月12日岐阜県岐阜市岩田東3丁目地内の県道川島三輪線において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 282,600円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【29】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成25年12月17日津市大門地内の市道において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 27,804円</p>
	<p>【30】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年2月21日四日市市昌栄町地内の国道23号において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 355,104円</p>
	<p>【31】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年2月27日津市栗真小川町地内の国道23号において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 57,000円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【32】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年4月17日松阪市西町地内の県道辻原西町線において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 8,446円</p>
	<p>【33】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年5月2日桑名市大字下深谷部地内の国道258号において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 52,334円</p>
	<p>【34】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年6月2日津市栗真町屋町地内の国道23号において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 460,760円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【35】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年6月17日四日市市大字西阿倉川地内の市道において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 784,501円</p>
県土整備部	<p>【36】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年4月4日鈴鹿市伊船町地内の県道神戸長沢線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 362,000円</p>
	<p>【37】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年5月7日度会郡南伊勢町道方地内の県道伊勢南島線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 13,330円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【38】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年5月19日いなべ市藤原町本郷地内の県道本郷志礼石線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 40,468円</p>
	<p>【39】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年6月18日名張市青蓮寺地内の県道名張曾爾線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 54,000円</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【40】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>

区 分	件 名	概 要
地域連携部	<p>【41】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】三重県総合文書管理システム再構築業務委託 【履行場所】三重県地域連携部IT推進課 他 【契約金額】352,620,432円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市栄町二丁目312 第一生命ビル4F 日本電気株式会社三重支店 支店長 飯田 勇</p> <p>【契約締結の年月日】平成26年6月9日 【契約期間】平成26年6月9日から 平成32年9月30日まで</p>
出納局		<p>【契約名称】三重県財務会計・予算編成支援システムの機器更新に係るクライアント関連機器賃貸借及び保守業務 【履行場所】三重県出納局、三重県吉田山会館 他 【契約金額】59,266,080円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県松阪市石津町字地蔵裏353番地1 株式会社松阪電子計算センター 代表取締役 熊崎 孝</p> <p>【契約締結の年月日】平成26年9月1日 【契約期間】平成26年9月1日から 平成32年3月13日まで</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部		<p>【契約名称】IC運転免許証作成システムの賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部交通部運転免許センター及び県内18警察署 【契約金額】6,382,692円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34 株式会社東芝社会インフラシステム社セキュリティ・自動化システム事業部IDソリューション営業部 部長 小島 和真 【契約締結の年月日】平成26年7月29日 【契約期間】平成26年7月29日から平成32年12月31日まで</p> <p>【契約名称】IC運転免許証関連システムの賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部交通部運転免許センター及び県内18警察署 【契約金額】207,168,192円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社JECC 営業本部長 村上 春生 【契約締結の年月日】平成26年7月29日 【契約期間】平成26年7月29日から平成32年12月31日まで</p>
企業庁 病院事業庁	【42】 平成25年度決算に係る資金不足比率(企業会計分)について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件) 健康福祉部	【43】 県の出資等に係る法人の 経営状況に関する説明書	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項及び同 法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の規定により、公立大学 法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療 センターの経営状況を説明する書類を提出するものである。